

令和7年度 青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第4第1項第5号に規定する委員の公募に関して必要な事項を定めるものである。

(募集人数)

第2 公募により募集する委員（以下「委員」という。）の人数は、1名とする。

(応募資格)

第3 応募者の資格は、県内に在住する満18歳以上の者であって、青森県公共事業再評価等審議委員会に出席できる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員（独立行政法人の職員を含む）及び地方公務員（地方独立行政法人の職員を含む）
- (2) 公共事業に携わる者

(応募方法)

第4 応募者は、次の書類を、総合政策部総合政策課へ提出するものとする。

- (1) 青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募申込書（別紙様式）
- (2) 公共事業に関する小論文

(募集期間)

第5 募集期間は令和8年2月1日から同月28日までとする。

(審査会)

第6 応募者を審査し、委員候補者を選考するため、総合政策課長は、青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募審査会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。

- 2 審査会は、総合政策課長及び総合政策課長が指名する職員をもって構成する。
- 3 審査会は、総合政策課長が主宰する。
- 4 審査は、応募者から提出された書類について、次の観点から、別表に定める配点基準に基づき行うものとする。
 - (1) 意欲・熱意（応募の動機）
 - (2) 論理性（論理的な議論が期待できるか）
 - (3) 客観性（客観的な議論が期待できるか）
 - (4) 公共事業への関心度（積極的な議論が期待できるか）
 - (5) 利用者の視点（利用者の視点に立った議論が期待できるか）

(選考結果の通知)

第7 総合政策課長は、選考結果を応募者に通知するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、総合政策課長が定める。

附 則

この要領は、令和 8年 1月 21日から施行する。

別表 (第6 関係)

配点基準	配点
特に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点